

# 公益社団法人大阪労働基準連合会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人大阪労働基準連合会（以下、「当連合会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 当連合会は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 当連合会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当連合会は、労働基準法（以下、「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）及びその他関係法規の理解を普及推進し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るため、労働衛生に関する健康診断及び作業環境測定、関連技術の研究等必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当連合会は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 労働災害防止のための安衛法及び関係法令に基づく法定資格の付与、教育・研修、講習会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること
- (2) 労働者の福祉の向上のための労基法及び関係法令の周知徹底、講習会・研修会等の実施及びこれらの広報啓発に関すること
- (3) 労働衛生に関する特殊健康診断
- (4) 作業環境の測定(マスクフィットテストを含む。)
- (5) 特殊健康診断及び作業環境の測定に関する技術の開発
- (6) 上記の目的を達成するための労基法、安衛法等の正しい知識の普及啓発に関すること
- (7) 作業環境測定士登録講習等
- (8) 安衛法に関する事業を行う法人のための施設貸与事業
- (9) その他、前各号の目的を達成するために必要なこと

2 当連合会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の収益事業等（公益法人認定法第5条第7号に規定する収益事業等をいう。）を行う。

- (1) 労働災害防止及び労働衛生等に関する書籍等の販売等の物販の事業
- (2) 衛生管理者試験受験準備講習会等の事業
- (3) 労働保険事務組合及び労災特別加入に関する事業
- (4) 労働衛生に関する一般健康診断
- (5) その他、前各号に掲げる事業に関連すること

3 第1項に規定する公益目的事業については、全国の都道府県の区域内において行うものとする。

## 第3章 会員

(会員)

第5条 当連合会の会員は、当連合会の目的、事業に賛同する個人又は団体であつて、次のとおりとする。

- (1) 正会員 大阪労働局管内の各地区労働基準協会で当連合会の支部となっていないもの。
- (2) 賛助会員 当連合会の目的に賛同して加入した法人、その他の団体又は個人

(3)名誉会員 当連合会に特別の功労があった者、又は学識経験者等で理事会において推薦された者  
で、総会に報告された者

2 前項の正会員及び賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社  
団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 当連合会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、  
その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会の決議を経て定める所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則又は総会の決議に違反したとき
- (2) 当連合会の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を納入しないとき
- (2) 総正会員及び総賛助会員の同意があったとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員である団体が解散したとき

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬の額
- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催  
する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事である会長が招  
集する。

2 総会の招集に際し、総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

3 総正会員及び総賛助会員の議決権の6分の1以上の議決権を有する正会員及び賛助会員は、会長に対  
し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員及び賛助会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員及び総賛助会員の議決権の過半数を有する正会員及び賛助会員が出席し、出席した当該正会員及び賛助会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員及び総賛助会員の半数以上であって、総正会員、及び総賛助会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会長が署名し、又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 当連合会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上27名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び当連合会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当連合会を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、当連合会の業務を執行する。

4 常務理事は、当連合会の業務を執行する。

5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当連合会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の

- 時までとする。但し、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会の決議により定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第26条 当連合会は、1名以上20名以下の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 当連合会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当連合会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 重要な使用人の選任及び解任

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
- 3 当連合会が保有する株式、出資について、その株式、出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上開催し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が職務の執行状況を報告する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理

事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき

(4) 監事から会長に対し、理事会の招集の請求があったとき

(5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集するとき

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第6章の2 支部

(支部)

第33条の2 当連合会の目的を達成するため、関係機関の管轄を考慮して定める支部を拠点に、地域における事業活動を行うものとする。

2 支部に、支部長及び副支部長を置くほか、次の各号に掲げる機関・会議等を置く。

(1) 支部総会

(2) 支部理事会

3 支部の組織、活動その他必要な事項については、理事会の決議により定める「支部規定」による。

## 第6章の3 関西労働衛生技術センター

(関西労働衛生技術センター(以下、「衛生センター」という。))

第33条の3 当連合会の目的を達成するため、第4条第3項の区域内において、労働衛生等の事業活動を行うものとする。

2 衛生センターに、衛生センター会長及び衛生センター副会長を置くほか、次の各号に掲げる機関・会議等を置く。

(1) 衛生センター総会

(2) 衛生センター理事会

3 衛生センターの組織、活動その他必要な事項については、理事会の決議により定める「連合会関西労働衛生技術センター規程」による。

## 第7章 部会

(部会)

第34条 当連合会に第4条の事業を行うに必要な事務を処理するため、安全部会、衛生部会及び理事会が必要と認めた部会を置く。

2 前項の部会の業務内容及びその運営については、理事会の承認を得て、会長が定める。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 当連合会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当連合会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の関

覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当連合会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 会長は、公益法人認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第9章 事務局

(職員)

第39条 当連合会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長ほか職員若干名を置く。
- 3 事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第10章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 当連合会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 当連合会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 当連合会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当連合会の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は谷口宗男、伊藤太一、賀須井良有、藤原敏正、阿部源三郎とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附則

1 この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附則

1 この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附則

1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1 この定款の変更部分（第5条第1項(1)）は、平成30年6月21日から施行する。

附則

1 この定款の変更部分（第14条第2項及び第3項）は、令和4年9月1日から施行する。

附則

1 この定款の変更部分（第3条、第4条第1項第3号乃至第9号、同条第2項第3号乃至第5号、同条第3項、第14条第2項、第15条第2項、第18条第2項、第19条第1項第1号、同条第2項乃至第3項、第21条第2項、同条第5項、第32条第2項、第33条第2項及び第33条の3）は、令和6年4月1日から施行する。

附則

1 この定款の変更部分（第14条第3項及び第44条第2項）は、令和6年6月14日から施行する。

令和6年度 公益社団法人大阪労働基準連合会役員名簿

令和6年6月14日

役職名	氏 名	常勤・非常勤
会 長	秦 章 夫	非常勤
副会長	山 本 万 平	非常勤
副会長	廣 部 一 彦	非常勤
副会長	中 田 将 稔	非常勤
副会長	近 藤 博 宣	非常勤
副会長	今 井 敏 之	非常勤
理 事	岡 元 裕 一	非常勤
理 事	岩 崎 雅 明	非常勤
理 事	佐 々 木 和 也	非常勤
理 事	中 村 佐 知 大	非常勤
理 事	辰 馬 正 彦	非常勤
理 事	中 川 智 雄	非常勤
理 事	水 口 信 弥	非常勤
理 事	高 橋 邦 彦	非常勤
理 事	深 田 幹 雄	非常勤
理 事	吉 村 盛 善	非常勤
理 事	桂 太 郎	非常勤
理 事	片 岡 敏 幸	非常勤
理 事	野 口 清 志	非常勤
理 事	廣 安 由 子	非常勤
専務理事	島 田 晴 弘	常 勤
常務理事	石 和 田 隆 之	常 勤
監 事	岩 本 兼 一	非常勤
監 事	稲 田 武 彦	非常勤
監 事	川 口 利 幸	非常勤

## 公益社団法人大阪労働基準連合会 会員名簿

正 会 員 数 : 8

一般社団法人 大阪南労働基準協会  
大 阪 西 労 働 基 準 協 会  
一般社団法人 西野田労働基準協会  
一般社団法人 淀川労働基準協会  
一般社団法人 東大阪労働基準協会  
一般社団法人 岸和田労働基準協会  
堺 労 働 基 準 協 会  
一般社団法人 和泉大津地区労働基準協会

賛 助 会 員 数 : 278

# 令和5年度事業報告

区分	令和4年度末	令和5年度中の会員異動		令和5年度末
	会員数	入会	退会	会員数
正会員	8	0	0	8
賛助会員	272 (382)	13 (13)	7 (7)	278 (388)

個別事業年度計画	事業実績
<p><b>第1 労働者の安全と健康を確保するための事業</b></p> <p>1 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第14条による作業主任者資格付与の技能講習の実施</p> <p>2 安衛法第61条第1項による就業制限業務に係る資格付与講習の実施</p> <p>3 安衛法第22条（石綿則第3条第4項）の登録講習の実施</p> <p>4 安衛法第59条第3項による特別教育の実施</p> <p>5 法令・通達等で定める安全衛生教育・研修の実施</p> <p>6 安全・衛生大会の開催等について</p> <p>(1) 全国安全週間安全大会</p> <p>① 「大阪発・新4S運動推進大会」の開催</p> <p>② 「大阪発・新4S運動推進大会」運営委員会開催</p> <p>③ 防災団体連絡協議会開催</p> <p>(2) 全国労働衛生週間労働衛生大会</p> <p>① 大阪・職場の健康づくりフォーラムの開催</p> <p>② 全国労働衛生週間大阪大会運営委員会開催</p> <p>(3) 全国安全週間実施要綱説明会</p> <p>(4) 全国衛生週間実施要綱説明会</p> <p>(5) 全国産業安全衛生大会(名古屋市)への参加勧奨</p> <p>7 中央労働災害防止協会との協力開催研修の実施 基礎から学ぶ機械災害防止対策研修</p> <p>8 中央労働災害防止協会との共催開催研修の実施 経営者安全衛生セミナー</p> <p>9 中小規模事業場安全衛生相談事業の実施</p>	<p>1～5の詳細は、別紙のとおり</p> <p>・ 5.7.3 エル・おおさか エルシアター 312名</p> <p>・ 5.5.11</p> <p>・ 5.5.11、6.3.15</p> <p>・ 5.10.2 エル・おおさか エルシアター 343名</p> <p>・ 5.7.21</p> <p>・ 大阪中央支部 5.6.8 44名</p> <p>・ 天満支部 5.6.12 49名</p> <p>・ 北大阪支部 5.6.20 55名</p> <p>・ 茨木支部 5.6.8 55名</p> <p>・ 羽曳野支部 5.6.9 50名</p> <p>・ 大阪中央支部 5.9.13 39名</p> <p>・ 天満支部 5.9.4 47名</p> <p>・ 北大阪支部 5.9.25 48名</p> <p>・ 茨木支部 5.9.7 46名</p> <p>・ 羽曳野支部 5.9.14 41名</p> <p>・ 5.9.27～29 大阪からの参加者数 599名(期待数600名) (全国 11, 500名)</p> <p>・ 5.11.22</p> <p>・ 5.5.10～11、5.5.23～24 中災防大阪教育センター 7名</p> <p>・ 相談件数 209件</p>

個別事業年度計画	事業実績
<p>1 0 第一・二種衛生管理者免許試験準備講習会の開催</p> <p>1 1 出張特別試験の受付 衛生管理者等免許試験受験申請書受付事務</p> <p>1 2 安全部会・衛生部会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全・衛生部会合同会議の開催</li> <li>・ 安全・衛生部会議の開催（大阪中央支部）</li> <li>・ 安全・衛生合同部会の開催（羽曳野支部）</li> </ul> <p>1 3 「大阪衛生管理者連絡協議会」活動への支援</p> <p>1 4 災害防止協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種 5. 5. 8～5. 11 19名</li> <li>5. 7. 10～7. 13 32名</li> <li>5. 9. 19～9. 22 18名</li> <li>5. 11. 6～11. 9 26名</li> <li>6. 1. 9～1. 12 21名</li> <li>6. 3. 5～3. 8 17名</li> <li>・ 第二種 5. 6. 1～6. 2 25名</li> <li>5. 8. 9～8. 10 32名</li> <li>5. 12. 11～12. 12 16名</li> <li>6. 2. 21～2. 22 20名</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受験申請書受付数 1,369名（センター受付分を除く） （5. 8. 1～2:マイドームおおさか）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5. 5. 18</li> <li>・ 安全 5. 5. 23 6. 3. 5 : 衛生 5. 7. 20 6. 3. 7</li> <li>・ 5. 6. 14 5. 9. 21 5. 11. 29 6. 3. 26</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5. 5. 29 総会(41名)・幹事会</li> <li>・ 5. 8. 23 講習会(48名)・幹事会</li> <li>・ 5. 11. 13 ㈱SANYO-CYP工場見学会(21名)</li> <li>・ 6. 3. 4 講習会(46名)・幹事会</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北大阪支部 5. 6. 15 14名、5. 8. 23 7名、5. 8. 24 7名、5. 9. 13 6名 5. 9. 28 7名、5. 10. 24 9名、5. 10. 25 9名、6. 2. 21 7名 6. 3. 22</li> <li>・ 茨木支部 ・ 5. 4. 21 15名、5. 6. 16 15名、5. 8. 25 19名、5. 11. 17 19名 6. 1. 26 18名、6. 2. 16 19名、6. 3. 15 ・ 5. 5. 29 9名、5. 7. 7 8名、5. 9. 15 10名、5. 11. 21 8名、 6. 2. 28 ・ 5. 7. 25 9名、6. 3. 12</li> </ul>
<p><b>第2 労働条件の確保・改善のための事業</b></p> <p>1 外国人技能実習制度関係者養成講習の実施</p> <p>2 臨検監督セミナーの実施</p> <p>3 職場のハラスメント防止セミナーの実施</p> <p>4 ビジネスマナー研修の実施</p> <p>5 労務管理講習の実施</p> <p>6 職場の発達障害セミナーの実施</p> <p>7 建設業の時間外労働規制改正セミナー</p> <p>8 就業規則見直しの留意点</p> <p>9 医師の時間外労働規制改正セミナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5. 5. 29～31 29名 / 5. 11. 8～10 25名</li> <li>・ 5. 10. 17 15名</li> <li>・ 5. 7. 27 6名</li> <li>・ 5. 5. 22 9名</li> <li>・ 初級 5. 6. 23 16名</li> <li>・ 中級 【労基法編】 6. 1. 24 19名 / 【安衛法編】 6. 2. 19 17名</li> <li>・ 上級 6. 3. 4 18名</li> <li>・ 5. 8. 24 15名</li> <li>・ 5. 11. 13 15名</li> <li>・ 5. 11. 21 7名</li> <li>・ 5. 12. 4 5名</li> </ul>
<p><b>第3 適切な労働保険加入手続きの支援及び 労災補償支援の事業</b></p> <p>1 労働保険事務組合への事務委託の勧奨 労働保険適用促進(適正加入推進員2名)</p> <p>2 芸能従事者の労災保険特別加入委託の勧奨</p> <p>3 労災保険実務セミナーの開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託事業場数 76件（保険関係成立数122件）</li> <li>・ 適用促進件数 135件</li> <li>・ 委託者数 106人</li> <li>・ 初級編 5. 8. 7 18名</li> <li>・ 中級編 5. 9. 13 21名</li> <li>・ 上級編 5. 10. 25 18名</li> </ul>

個別事業年度計画	事業実績
<p><b>第4 周知・広報のための事業</b></p> <p>1 広報誌「基準月刊」の制作発行</p> <p>2 労働災害防止ポスターの製作</p> <p>3 支部機関誌の発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎月1日 8,211部 発行</li> <li>・ 「大阪発・新4S運動」ポスター B2版 4,732部 大型判 40部</li> <li>・ 大阪中央支部 奇数月の1日 各400部</li> <li>・ 天満支部 5.7.1 300部 6.1.1 300部</li> <li>・ 茨木支部 毎月1日 各410部</li> <li>・ 羽曳野支部 5.5.1 400部 5.11.1 400部</li> </ul>
<p><b>第5 その他</b></p> <p>1 無災害記録証等安全衛生関係表彰制度の普及・活用</p> <p>2 法定技能講習等の講習内容の充実</p> <p>3 賛助会員サービスの向上</p> <p>4 業務サービスの向上等</p> <p>5 「個人情報保護法」の遵守等</p> <p>6 支部との連携</p> <p>7 地域産業保健活動への協力（支部）</p> <p>8 事業拡大への取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚労大臣 安全優良職長顕彰 1件(決定)</li> <li>・ 中災防 中小企業無災害記録証 3件(決定済)</li> <li>・ 講習受講者アンケートの実施と講師への周知</li> <li>・ ホームページに「講師専用ページ」設定（講習関係資料の提供等）</li> <li>・ 安全衛生等教育用DVDの貸出(全作品数112、賛助会員限定)</li> <li>・ 専用講習会場（4階）の増設</li> <li>・ ホームページ掲載情報の随時更新, メール・LINE送信</li> <li>・ リモート講習の実施拡大</li> <li>・ 技能講習修了証即日交付の実施継続</li> <li>・ C-Wingによる受講システムの改定</li> <li>・ 11階講習会場廊下壁面にデジタルサイネージ設置</li> <li>・ 11階講習会場防犯カメラ増設</li> <li>・ エンドポイントセキュリティサービスの導入によるサイバー攻撃等に対する監視強化</li> <li>・ マイナンバーも含めた厳格な管理体制の整備</li> <li>・ 本部支部経理担当者会議 5.6.26</li> <li>・ 本部支部会議 5.9.25、6.3.1</li> <li>・ 産業保健センターの実施する小規模事業場の健康相談等の実施場所の提供</li> <li>・ 賛助会員限定の労働保険事務組合事業等の実施</li> <li>・ 芸能従事者の労災保険特別加入の実施</li> <li>・ (公社)関西労働衛生技術センターとの合併</li> </ul>

## 技能講習・安全衛生教育等実施状況(令和6年3月末現在)

## 1 安衛法第14条による作業主任者講習

技能講習種別	申込者数	前年度同期	対前年比
プレス機械作業主任者	297	288	103%
足場の組立て等作業主任者	96	88	109%
乾燥設備作業主任者	287	245	117%
はい作業主任者	472	490	96%
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	2,383	2,827	84%
石綿作業主任者	2,799	2,241	125%
有機溶剤作業主任者	1,792	2,150	83%
鉛作業主任者	196	182	108%
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2,433	2,249	108%
合計	10,755	10,760	100%

## 2 安衛法第61条1項の就業制限業務講習

技能講習種別	申込者数	前年度同期	対前年比
フォークリフト運転	291	309	94%
高所作業車運転	32	34	94%
玉掛け	225	297	76%
ガス溶接	72	38	189%
合計	620	678	91%

## 3 安衛法第22条(石綿則第3条第4項)の登録講習

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
一般建築物石綿含有建材調査者講習	1,306	1,338	98%
合計	1,306	1,338	98%

## 4 安衛法第59条第3項の特別教育講習

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
ダイオキシン類ばく露防止特別教育	18	12	150%
足場の組立て等特別教育(6H)	52	44	118%
フルハーネス型安全帯特別教育(6H)	219	185	118%
テールゲートリフター操作者特別教育(学科)	221		
フルハーネス型安全帯特別教育(6H)(支部)	65	126	52%
低圧電気特別教育(支部)	22	15	147%
動力プレス特別教育(支部)	28	30	93%
クレーン取扱業務特別教育(支部)	120	99	121%
研削といしの取替え等特別教育(支部)	73	43	170%
粉じん作業特別教育(支部)	28	18	156%
アーク溶接特別教育(支部)	67	65	103%
合計	913	637	143%

## 5 法令通達等で定める安全衛生教育・研修

講習等種別	申込者数	前年度同期	対前年比
安全管理者選任時研修	312	315	99%
安全管理者選任時研修(支部)	6	4	150%
安全衛生推進者養成講習	349	307	114%
衛生推進者養成講習	156	180	87%
職長等安全衛生教育	470	378	124%
職長等安全衛生教育(支部)	137	94	146%
職長・安全衛生責任者教育	420	350	120%
職長・安全衛生責任者教育(支部)	23	23	100%
安全衛生責任者教育(2H)(支部)	3	4	75%
職長能力向上教育	63	58	109%
職長能力向上教育(支部)	2	7	29%
職長・安全衛生責任者能力向上教育	50	61	82%
職長・安全衛生責任者能力向上教育(支部)	7	-	-
安全管理者能力向上教育	15	15	100%
衛生管理者能力向上教育	30	29	103%
特定化学物質作業主任者能力向上教育	21	53	40%
有機溶剤作業主任者能力向上教育	33	30	110%
新入社員等安全衛生教育	29	24	121%
新入社員等安全衛生教育(支部)	283	279	101%
熱中症予防教育(支部)	10	19	53%
有機溶剤業務従事教育(支部)	29	18	161%
化学物質管理者専門的講習	357		
化学物質管理者講習に準ずる講習	610		
化学物質管理者講習に準ずる講習(支部)	214		
保護具着用管理責任者教育(支部)	530		
合計	4,159	2,248	185%

# 貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	231,977,869	221,214,173	10,763,696
前払金	1,295,682	1,720,740	△ 425,058
立替金	143,379	304,414	△ 161,035
仮払金	0	430	△ 430
流動資産合計	233,416,930	223,239,757	10,177,173
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	16,423,025	15,251,025	1,172,000
事業運営安定基金積立資産	45,568,157	45,564,854	3,303
建物修繕積立資産	20,410,817	20,410,620	197
事務所対策積立資産	1,772,952	1,772,917	35
事務所営繕積立資産	2,984,254	2,984,254	0
業務用端末等更新費用積立資産	2,000,000	0	2,000,000
令和11年度空調機器買換積立資産	2,400,000	1,800,000	600,000
OAシステム等整備費用積立資産	10,438,200	5,638,200	4,800,000
全国大会事業積立資産	3,200,000	2,400,000	800,000
70周年記念事業積立資産	0	4,500,000	△ 4,500,000
講習会場用什器更新資産(令和13年度)	2,100,000	1,400,000	700,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	95,400,000	45,000,000	50,400,000
特定資産合計	202,697,405	146,721,870	55,975,535
(2) その他固定資産			
什器備品	80,134,707	70,317,673	9,817,034
土地	11,992,200	11,992,200	0
建物	6,997,598	6,997,598	0
建物付属設備	132,000	0	132,000
減価償却累計額	△ 65,622,315	△ 61,226,475	△ 4,395,840
電話加入権	10,000	10,000	0
事務所敷金	1,800,000	1,800,000	0
その他固定資産合計	35,444,190	29,890,996	5,553,194
固定資産合計	238,141,595	176,612,866	61,528,729
資 産 合 計	471,558,525	399,852,623	71,705,902

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,360,615	226,197	1,134,418
前受金	4,547,351	2,872,912	1,674,439
預り金	445,722	308,461	137,261
仮受金	40,197,562	51,416,088	△ 11,218,526
流動負債合計	46,551,250	54,823,658	△ 8,272,408
2. 固定負債			
退職給付引当金	16,423,025	15,251,025	1,172,000
固定負債合計	16,423,025	15,251,025	1,172,000
負債合計	62,974,275	70,074,683	△ 7,100,408
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	408,584,250	329,777,940	78,806,310
(うち特定資産への充当額)	( 186,274,380 )	( 131,470,845 )	( 54,803,535 )
正味財産合計	408,584,250	329,777,940	78,806,310
負債及び正味財産合計	471,558,525	399,852,623	71,705,902

# 貸借対照表内訳表

(令和6年3月31日現在)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
<b>I 資産の部</b>				
1. 流動資産				
現金預金	15,969,701	47,634,449	168,373,719	231,977,869
前払金	1,285,340	1,232	9,110	1,295,682
立替金	34,219	2,000	107,160	143,379
流動資産合計	17,289,260	47,637,681	168,489,989	233,416,930
2. 固定資産				
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	12,983,493	1,113,159	2,326,373	16,423,025
事業運営安定基金積立資産	0	0	45,568,157	45,568,157
建物修繕積立資産	16,737,691	1,224,375	2,448,751	20,410,817
事務所対策積立資産	0	0	1,772,952	1,772,952
事務所営繕積立資産	0	0	2,984,254	2,984,254
業務用端末等更新費用積立資産	1,831,511	126,367	42,122	2,000,000
令和11年度空調機器買換積立資産	2,280,000	120,000	0	2,400,000
OAシステム等整備費用積立資産	9,916,290	521,910	0	10,438,200
全国大会事業積立資産	0	3,200,000	0	3,200,000
講習会場用什器更新積立資産(令和13年度)	1,995,000	105,000	0	2,100,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	90,509,423	4,666,647	223,930	95,400,000
特定資産合計	136,253,408	11,077,458	55,366,539	202,697,405
(2) その他固定資産				
什器備品	74,848,814	4,653,107	632,786	80,134,707
土地	9,833,604	719,532	1,439,064	11,992,200
建物	5,738,031	419,856	839,711	6,997,598
建物付属設備	125,400	6,600	0	132,000
減価償却累計額	△ 60,735,931	△ 3,730,013	△ 1,156,371	△ 65,622,315
電話加入権	9,158	632	210	10,000
事務所敷金	1,476,000	108,000	216,000	1,800,000
その他固定資産合計	31,295,076	2,177,714	1,971,400	35,444,190
固定資産合計	167,548,484	13,255,172	57,337,939	238,141,595
資 産 合 計	184,837,744	60,892,853	225,827,928	471,558,525

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
<b>II負債の部</b>				
1. 流動負債				
未払金	1,345,435	0	15,180	1,360,615
前受金	3,937,858	588,493	21,000	4,547,351
預り金	429,690	11,766	4,266	445,722
仮受金	40,096,904	100,658	0	40,197,562
流動負債合計	45,809,887	700,917	40,446	46,551,250
2. 固定負債				
退職給付引当金	12,983,493	1,113,159	2,326,373	16,423,025
固定負債合計	12,983,493	1,113,159	2,326,373	16,423,025
負債合計	58,793,380	1,814,076	2,366,819	62,974,275
<b>III正味財産の部</b>				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	0
2. 一般正味財産	126,044,364	59,078,777	223,461,109	408,584,250
(うち特定資産への充当額)	( 123,269,915 )	( 9,964,299 )	( 53,040,166 )	( 186,274,380 )
正味財産合計	126,044,364	59,078,777	223,461,109	408,584,250
負債及び正味財産合計	184,837,744	60,892,853	225,827,928	471,558,525

# 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[ 3,535 ]	[ 3,716 ]	[ △ 181 ]
特定資産受取利息	3,535	3,716	△ 181
受取会費	[ 5,070,600 ]	[ 5,020,600 ]	[ 50,000 ]
支部受取会費	0	0	0
正会員受取会費	1,200,600	1,200,600	0
賛助会員受取会費	3,870,000	3,820,000	50,000
支部会員受取会費	[ 34,349,970 ]	[ 34,984,300 ]	[ △ 634,330 ]
事業収益	[ 371,884,624 ]	[ 327,887,163 ]	[ 43,997,461 ]
各種講習会収益	307,696,838	266,679,215	41,017,623
各種資料作成配布収益	4,444,083	4,239,667	204,416
物品販売等収益	55,562,476	53,236,077	2,326,399
労働保険事務組合収益	4,181,227	3,732,204	449,023
本部交付金収益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]
雑収益	[ 2,288,260 ]	[ 2,087,027 ]	[ 201,233 ]
受取利息	916	846	70
雑収益	2,287,344	2,086,181	201,163
経常収益計	413,596,989	369,982,806	43,614,183
(2) 経常費用			
事業費	[ 312,522,040 ]	[ 291,265,979 ]	[ 21,256,061 ]
給料手当	92,234,671	90,596,412	1,638,259
退職給付費用	2,502,472	2,518,954	△ 16,482
福利厚生費	12,534,824	12,970,313	△ 435,489
会議費	6,770	12,360	△ 5,590
旅費交通費	218,013	133,017	84,996
通信運搬費	7,059,882	6,348,797	711,085
減価償却費	4,245,167	3,859,164	386,003
消耗什器備品費	5,082,605	6,431,537	△ 1,348,932
消耗品費	6,669,778	4,697,435	1,972,343
修繕費	311,470	282,893	28,577
印刷製本費	10,209,837	10,390,843	△ 181,006
販売用物品購入費	40,106,077	36,991,755	3,114,322
光熱水料費	722,684	799,575	△ 76,891
賃借料	39,889,942	37,256,033	2,633,909
保険料	360,865	376,675	△ 15,810
諸謝金	49,790,997	44,898,453	4,892,544
租税公課	22,934,552	19,928,976	3,005,576
支払負担金	1,915,428	2,040,518	△ 125,090
支部交付金	0	0	0
委託費	13,571,344	8,502,998	5,068,346
雑費	2,154,662	2,229,271	△ 74,609

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	[ 21,091,033 ]	[ 11,973,081 ]	[ 9,117,952 ]
給料手当	4,338,256	4,299,395	38,861
退職給付費用	99,524	113,184	△ 13,660
福利厚生費	658,037	608,349	49,688
会議費	4,126,194	1,011,255	3,114,939
旅費交通費	338,045	241,810	96,235
通信運搬費	1,114,249	543,267	570,982
減価償却費	150,673	152,443	△ 1,770
消耗什器備品費	158,841	41,546	117,295
消耗品費	950,818	509,253	441,565
修繕費	2,641	9,777	△ 7,136
印刷製本費	3,955,118	46,754	3,908,364
光熱水料費	80,576	89,216	△ 8,640
賃借料	808,208	798,267	9,941
保険料	294,615	376,065	△ 81,450
諸会費	868,975	874,375	△ 5,400
諸謝金	1,430,000	1,430,000	0
租税公課	13,918	17,694	△ 3,776
委託費	375,444	318,709	56,735
雑費	1,326,901	491,722	835,179
經常費用計	333,613,073	303,239,060	30,374,013
当期經常増減額	79,983,916	66,743,746	13,240,170
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
過年度修正益	[ 350,000 ]	[ 20,000 ]	[ 330,000 ]
過年度退職給付引当金修正益	350,000	0	350,000
支部会員受取会費修正益	0	20,000	△ 20,000
經常外収益計	350,000	20,000	330,000
(2) 經常外費用			
固定資産除却損	[ 6 ]	[ 2 ]	[ 4 ]
什器備品除却損	6	2	4
過年度修正損	[ 0 ]	[ 20,000 ]	[ △ 20,000 ]
支部会費受取会費修正損	0	20,000	△ 20,000
經常外費用計	6	20,002	△ 19,996
当期經常外増減額	349,994	△ 2	349,996
税引前当期一般正味財産増減額	80,333,910	66,743,744	13,590,166
法人税、住民税及び事業税	[ 1,527,600 ]	[ 1,590,600 ]	[ △ 63,000 ]
当期一般正味財産増減額	78,806,310	65,153,144	13,653,166
一般正味財産期首残高	329,777,940	264,624,796	65,153,144
一般正味財産期末残高	408,584,250	329,777,940	78,806,310
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	408,584,250	329,777,940	78,806,310

# 正味財産増減計算書内訳表

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	収 1	他 1	小計				
I 一般正味財産増減の部								
1 経常増減の部								
(1) 経常収益								
特定資産運用益	197	0	0	0	3,338			3,535
特定資産受取利息	197	0	0	0	3,338			3,535
受取会費	1,014,120	0	0	0	4,839,880	△ 783,400		5,070,600
支部受取会費	0	0	0	0	783,400	△ 783,400		0
正会員受取会費	240,120	0	0	0	960,480			1,200,600
賛助会員受取会費	774,000	0	0	0	3,096,000			3,870,000
支部会員受取会費	6,869,994	0	0	0	27,479,976			34,349,970
事業収益	307,837,837	60,666,067	3,428,720	64,094,787		△ 48,000		371,884,624
各種講習会収益	304,268,118	0	3,428,720	3,428,720	0			307,696,838
各種資料作成配布収益	3,569,719	922,364	0	922,364	0	△ 48,000		4,444,083
物品販売等収益	0	55,562,476	0	55,562,476	0			55,562,476
労働保険事務組合収益	0	4,181,227	0	4,181,227	0			4,181,227
本部交付金収益	4,065,922	0	0	0	0	△ 4,065,922		0
雑収益	1,235,447	71,100	0	71,100	1,135,928	△ 154,215		2,288,260
受取利息	72	0	0	0	844			916
雑収益	1,235,375	71,100	0	71,100	1,135,084	△ 154,215		2,287,344
経常収益計	321,023,517	60,737,167	3,428,720	64,165,887	33,459,122	△ 5,051,537		413,596,989
(2) 経常費用								
事業費	264,016,443	49,357,923	3,415,811	52,773,734		△ 4,268,137		312,522,040
給料手当	87,343,070	4,426,927	464,674	4,891,601				92,234,671
退職給付費用	2,378,160	112,384	11,928	124,312				2,502,472
福利厚生費	11,916,712	557,190	60,922	618,112				12,534,824
会議費	6,770	0	0	0				6,770
旅費交通費	212,865	4,610	538	5,148				218,013
通信運搬費	6,289,323	746,522	24,037	770,559				7,059,882
減価償却費	4,011,992	135,554	97,621	233,175				4,245,167
消耗什器備品費	4,720,167	333,702	28,736	362,438				5,082,605
消耗品費	6,349,875	277,479	44,824	322,303		△ 2,400		6,669,778
修繕費	301,557	8,562	1,351	9,913				311,470
印刷製本費	10,092,941	103,788	13,108	116,896				10,209,837
販売用物品購入費	101,042	40,050,635	0	40,050,635		△ 45,600		40,106,077
光熱水料費	676,853	44,944	887	45,831				722,684
賃借料	38,334,402	1,377,692	177,848	1,555,540				39,889,942
保険料	358,323	2,542	0	2,542				360,865
諸謝金	47,467,373	0	2,323,624	2,323,624				49,790,997
租税公課	21,918,339	880,590	135,623	1,016,213				22,934,552
支払負担金	1,915,428	0	0	0				1,915,428
支部交付金	4,065,922	0	0	0		△ 4,065,922		0
委託費	13,334,603	227,914	8,827	236,741				13,571,344
雑費	2,220,726	66,888	21,263	88,151		△ 154,215		2,154,662

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計		法人会計	内部取引消去	合計
	公 1	収 1	他 1	小計			
管理費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	21,874,433	( △ 783,400 )	( 21,091,033 )
給料手当					4,338,256		4,338,256
退職給付費用					99,524		99,524
福利厚生費					658,037		658,037
会議費					4,126,194		4,126,194
旅費交通費					338,045		338,045
通信運搬費					1,114,249		1,114,249
減価償却費					150,673		150,673
消耗什器備品費					158,841		158,841
消耗品費					950,818		950,818
修繕費					2,641		2,641
印刷製本費					3,955,118		3,955,118
光熱水料費					80,576		80,576
賃借料					808,208		808,208
保険料					294,615		294,615
諸会費					1,652,375	△ 783,400	868,975
諸謝金					1,430,000		1,430,000
租税公課					13,918		13,918
委託費					375,444		375,444
雑費					1,326,901		1,326,901
経常費用計	264,016,443	49,357,923	3,415,811	52,773,734	21,874,433	△ 5,051,537	333,613,073
当期経常増減額	57,007,074	11,379,244	12,909	11,392,153	11,584,689		79,983,916
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
過年度修正益	( 287,000 )	( 21,000 )	( 0 )	( 21,000 )	( 42,000 )		( 350,000 )
過年度退職給付引当金修正益	287,000	21,000	0	21,000	42,000		350,000
経常外収益計	287,000	21,000	0	21,000	42,000		350,000
(2) 経常外費用							
固定資産除却損	( 6 )	( 0 )	( 0 )	( )	( 0 )		( 6 )
什器備品除却損	6	0	0		0		6
経常外費用計	6	0	0	0	0		6
当期経常外増減額	286,994	21,000	0	21,000	42,000		349,994
他会計振替額	( 4,034,963 )	( △ 4,034,963 )	( 0 )	( △ 4,034,963 )	( 0 )		( — )
税引前当期一般正味財産増減額	61,329,031	7,365,281	12,909	7,378,190	11,626,689		80,333,910
法人税、住民税及び事業税	( 0 )	( 1,527,600 )	( 0 )	( 1,527,600 )	( 0 )		( 1,527,600 )
当期一般正味財産増減額	61,329,031	5,837,681	12,909	5,850,590	11,626,689		78,806,310
一般正味財産期首残高	64,715,333	—	—	53,228,187	211,834,420		329,777,940
一般正味財産期末残高	126,044,364	—	—	59,078,777	223,461,109		408,584,250
II 指定正味財産増減の部							
当期指定正味財産増減額	0	—	—	0	0		0
指定正味財産期首残高	0	—	—	0	0		0
指定正味財産期末残高	0	—	—	0	0		0
III 正味財産期末残高	126,044,364	—	—	59,078,777	223,461,109		408,584,250

# 財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金	手許保管	運転資金として	111,295
	預金	本部普通預金		
		三菱UFJ銀行谷町支店	運転資金として	17,974,654
		三井住友銀行京阪京橋支店……4	運転資金として	14,856,313
		三菱UFJ銀行大阪京橋支店	運転資金として	7,490,180
		三井住友銀行京阪京橋支店……1	運転資金として	30,700,000
		三井住友銀行京阪京橋支店……5	運転資金として	114,875,193
		関西みらい銀行	運転資金として	8,900
		大阪中央支部普通預金		
		ゆうちょ銀行(振替)	運転資金として	223,245
		りそな銀行大手支店	運転資金として	671,339
		関西みらい銀行堺筋営業部	運転資金として	989,135
		大阪シティ信用金庫森ノ宮支店	運転資金として	468,929
		三井住友銀行鶴橋支店	運転資金として	718,717
		関西みらい銀行心斎橋営業部	運転資金として	48,200
		三菱UFJ銀行玉造支店	運転資金として	144,394
		三菱UFJ銀行今里北支店	運転資金として	114,582
		みずほ銀行船場支店	運転資金として	507,187
		ゆうちょ銀行(普通)	運転資金として	964,804
		りそな銀行玉造支店	運転資金として	122
		天満支部普通預金		
		三菱UFJ銀行天六支店……2	運転資金として	677,621
		三菱UFJ銀行天六支店……1	運転資金として	2,702,649
		三菱UFJ銀行天六支店……0	運転資金として	1,815,075
		三菱UFJ銀行天六支店……3	運転資金として	201,440
		三菱UFJ銀行天六支店……6	運転資金として	524,662
		三菱UFJ銀行天六支店……9	運転資金として	502,330
		ゆうちょ銀行(振替)	運転資金として	10,645
		北大阪支部普通預金		
		ゆうちょ銀行(振替)	運転資金として	110,967
		ゆうちょ銀行(普通)	運転資金として	621
		三井住友銀行守口支店	運転資金として	6,043,586
		三井住友銀行枚方支店……3	運転資金として	1,252,840
三井住友銀行枚方支店……2	運転資金として	6,827,279		
三菱UFJ銀行守口支店	運転資金として	892,460		
枚方信用金庫本店営業部	運転資金として	1,329,301		
りそな銀行枚方支店	運転資金として	112,280		

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
前払金	茨木支部普通預金	三菱UFJ銀行茨木西支店	運転資金として	33,663
		りそな銀行茨木西支店……7	運転資金として	355,642
		北おおさか信用金庫本店営業部	運転資金として	634,301
		ゆうちょ銀行(振替)	運転資金として	5,473,213
		りそな銀行茨木西支店……3	運転資金として	957,612
		羽曳野支部普通預金		
		りそな銀行羽曳野支店……4	運転資金として	8,712,215
	立替金	りそな銀行羽曳野支店……5	運転資金として	1,940,278
		本部	令和6年度会場使用料	1,094,400
		大阪中央支部	4月分家賃等	121,232
		北大阪支部	令和6年度講習雑費	450
		茨木支部	令和6年度会場使用料	76,080
		羽曳野支部	令和6年度講習雑費	3,520
		本部	会場使用料等	107,160
大阪中央支部	講習雑費等	36,219		
流動資産合計				233,416,930
(固定資産)				
特定資産	退職給付引当資産	三菱UFJ銀行谷町支店	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	12,596,025
		三菱UFJ銀行天六支店	〃	770,000
		ゆうちょ銀行	〃	825,000
		りそな銀行羽曳野支店	〃	2,232,000
	事業運営安定基金積立資産	りそな銀行大阪営業部(定期預金)	安定的に事業運営をするための資産	10,009,610
		三菱UFJ銀行谷町支店(定期預金)	〃	10,001,602
		関西みらい銀行堺筋営業部(定期預金)	〃	10,009,610
		大和ネクスト銀行(定期預金)	〃	10,044,102
		ゆうちょ銀行(定額預金)	〃	5,503,233
		建物修繕積立資産	枚方信用金庫本店営業部(定期預金)	建物修繕費用の財源として管理している
		京都信用金庫枚方支店(定期預金)	〃	1,013,183
		三菱UFJ銀行守口支店(定期預金)	〃	4,039,334
		三菱UFJ銀行枚方支店(定期預金)	〃	1,010,452
		関西みらい銀行枚方中央支店(定期預金)	〃	3,034,157
		みずほ銀行枚方支店(定期預金)	〃	1,313,691
	事務所対策積立資産	北おおさか信用金庫本店営業部(定期預金)	事務所の移転等に備えるための資産	1,772,952
	事務所管轄積立資産	りそな銀行羽曳野支店(普通預金)	事務所内の設備の修繕、改修等に備えるための資産	2,984,254
	端末等更新費用積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金) 三井住友銀行京阪京橋支店(普通預金)	資産取得資金であり、業務用端末の更新に備えるための資産	2,000,000
	令和11年度空調機器買換積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金)	資産取得資金であり、講習会場に設置している空調機器の更新に備えるための資産	2,400,000
	OAシステム等整備費用積立資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金)	資産取得資金であり、講習受付システム等の更新のための積立資産	10,438,200
全国大会事業資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金)	特定費用準備資金であり、全国産業安全衛生大会(大阪大会)の運営準備のための積立資産	3,200,000	
講習会場用什器更新資産(令和13年度)	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金)	特定費用準備資金であり、講習会場等に配備する机・椅子等の更新に備えるための積立資産	2,100,000	
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	三菱UFJ銀行大阪京橋支店(普通預金)	特定費用準備資金であり、事務所及び講習会場の拡張移転に備えるための積立資産	95,400,000	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
その他固定資産	什器備品	大基連講習会場 設備・備品 (エル・おおさか南館11階)	共有財産であり、公益目的事業の用に95%、収益事業等に5%を使用	12,255,094
		本部事務所内 什器備品 (エル・おおさか南館4階)	共有財産であり、公益目的事業の用に91.6%、収益事業等・管理目的に8.4%を使用	7,132,258
		本部事務所内 什器備品(保管庫) (エル・おおさか南館4階)	収益目的事業として使用している	196,895
		大阪中央支部事務所内 什器備品 (大阪市中央区常盤町)	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	274,976
		北大阪支部事務所内 什器備品 (枚方市東田宮)	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	54,552
		羽曳野支部事務所内 什器備品 (羽曳野市菅田)	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	178,341
		マークカードリーガー、蘇生法教育人体モデル (エル・おおさか南館11階)	公益目的保有財産	549,063
	土地	フォークリフト障害物 (羽曳野支部保管)	公益目的保有財産	2
		枚方市東田宮1-6-4(北大阪支部) 82.50㎡	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	11,992,200
	建物	枚方市東田宮1-6-4(北大阪支部) 173.72㎡ 軽量鉄骨3階建	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	874,704
		羽曳野市菅田3-15-17(羽曳野支部) 60㎡ 金属造1階建	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	1
	建物付属設備	大基連講習会場 照明設備 (エル・おおさか南館4階)	共有財産であり、公益目的事業の用に95%、収益事業等に5%を使用	126,104
	電話加入権	5回線(エル・おおさか南館4階)	共有財産であり、公益目的事業の用に91.6%、収益事業等・管理目的に8.4%を使用	10,000
事務所敷金	大阪中央支部(関西労働衛生ビル7階)	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	1,000,000	
	天満支部(飯野ビル2階)	共有財産であり、公益目的事業の用に82%、収益事業等・管理目的に18%を使用	800,000	
固定資産合計				238,141,595
資産合計				471,558,525
(流動負債)	未払金	本部	クレジットカード未精算分、社会保険料	1,198,952
		天満支部	社会保険料	69,480
		北大阪支部	社会保険料	28,812
		羽曳野支部	社会保険料	63,371
	前受金	大阪中央支部	令和6年度実施講習会受講料等	967,000
		天満支部	令和6年度実施講習会受講料等	111,000
		北大阪支部	令和6年度実施講習会受講料等	461,750
		茨木支部	令和6年度実施講習会受講料等	1,078,683
		羽曳野支部	令和6年度実施講習会受講料等	1,928,918
	預り金	本部	社会保険料等預り	216,808
		大阪中央支部	社会保険料等預り	49,351
		天満支部	社会保険料等預り	48,318
		北大阪支部	社会保険料等預り	17,649
		茨木支部	社会保険料等預り	31,283
	仮受金	羽曳野支部	社会保険料等預り	82,313
		本部	令和6年度実施講習会受講料等	40,096,904
		大阪中央支部	令和6年度実施講習会費用等	100,658
流動負債合計				46,551,250
(固定負債)	退職給付引当金	職員分	職員に対する退職金の支払いに備えるため	16,423,025
固定負債合計				16,423,025
負債合計				62,974,275
正味財産				408,584,250

# 財務諸表に対する注記

## 1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

### (1) 固定資産の減価償却の方法

建物、建物付属設備、器具備品：定額法による減価償却を実施している。

### (2) 引当金の計上基準

退職給付引当金：期末退職金の要支給額に相当する金額を計上している。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税は税込処理によっている。

## 3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
職員退職金積立資産	15,251,025	1,522,000	350,000	16,423,025
事業運営安定基金積立資産	45,564,854	3,303	0	45,568,157
建物修繕積立資産	20,410,620	197	0	20,410,817
事務所対策積立資産	1,772,917	35	0	1,772,952
事務所営繕積立資産	2,984,254	0	0	2,984,254
業務用端末等更新費用積立資産	0	2,000,000	0	2,000,000
令和11年度空調機器買換積立資産	1,800,000	600,000	0	2,400,000
OAシステム等整備費用積立資産	5,638,200	4,800,000	0	10,438,200
全国大会事業積立資産	2,400,000	800,000	0	3,200,000
70周年記念事業積立資産	4,500,000	0	4,500,000	0
講習会場用什器更新資産(令和13年度)	1,400,000	700,000	0	2,100,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	45,000,000	50,400,000	0	95,400,000
合 計	146,721,870	60,825,535	4,850,000	202,697,405

## 4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
職員退職金積立資産	16,423,025	—	0	16,423,025
事業運営安定基金積立資産	45,568,157	—	45,568,157	—
建物修繕積立資産	20,410,817	—	20,410,817	—
事務所対策積立資産	1,772,952	—	1,772,952	—
事務所営繕積立資産	2,984,254	—	2,984,254	—
業務用端末等更新費用積立資産	2,000,000	—	2,000,000	—
令和11年度空調機器買換積立資産	2,400,000	—	2,400,000	—
OAシステム等整備費用積立資産	10,438,200	—	10,438,200	—
全国大会事業積立資産	3,200,000	—	3,200,000	—
講習会場用什器更新資産(令和13年度)	2,100,000	—	2,100,000	—
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	95,400,000	—	95,400,000	—
合 計	202,697,405	—	186,274,380	16,423,025

5. 担保に供している資産

該当なし

6. 保証債務

該当なし

7. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
職員退職給付引当金	15,251,025	1,522,000		350,000	16,423,025

# 附属明細書

## 1. 特定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定資産	退職給付引当資産	15,251,025	1,522,000	350,000	16,423,025
	事業運営安定基金積立資産	45,564,854	3,303	0	45,568,157
	建物修繕積立資産	20,410,620	197	0	20,410,817
	事務所対策積立資産	1,772,917	35	0	1,772,952
	事務所営繕積立資産	2,984,254	0	0	2,984,254
	業務用端末等更新費用積立資産	0	2,000,000	0	2,000,000
	令和11年度空調機器買換積立資産	1,800,000	600,000	0	2,400,000
	OAシステム等整備費用積立資産	5,638,200	4,800,000	0	10,438,200
	全国大会事業積立資産	2,400,000	800,000	0	3,200,000
	70周年記念事業積立資産	4,500,000	0	4,500,000	0
	講習会場用什器更新資産(令和13年度)	1,400,000	700,000	0	2,100,000
	事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	45,000,000	50,400,000	0	95,400,000
		特定資産計	146,721,870	60,825,535	4,850,000

## 2. 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	15,251,025	1,522,000	0	350,000	16,423,025

# 令和6年度事業計画

公益社団法人大阪労働基準連合会

## 1 基本方針

- 1 大阪府下では、賃金不払・解雇・過重労働問題など労働関係法令違反が認められる事案が数多く発生するとともに、労働災害や過重労働による脳・心臓疾患事案、精神障害等事案に係る労災請求事案が高水準で推移する中で、労働分野における企業のコンプライアンスの確保が喫緊の課題となっている。
- 2 こうした情勢下で、大阪労働局の指導の下、第14次労働災害防止計画（2023年度から5年間実施予定）を踏まえた大阪労働局の『大阪発・新4S運動』に基づき、労働安全衛生管理水準の維持・向上等を図るために、法定技能講習や安全・労働衛生関連の講習会を積極的に開催するとともに、労働条件の確保・改善のための労働基準関連法令の講習会等を計画的・効果的に実施する。
- 3 また、地区労働基準協会の会員数や事業収入が減少し、その運営が厳しくなり、行政を支援する組織の弱体化が懸念される中であって、「サービスの水準を維持しつつ、財政問題に対応するためにも協会を連合会の組織の一部とする」取り組み（以下「支部化」と呼ぶ）を引き続き進めるとともに、現在の5支部及び連合会本部並びに本年4月1日付けで合併となる関西労働衛生技術センターが密接に連携して、会員の拡大、統一的なサービスの提供、危機管理体制の確立、人事管理の統一化、財政基盤の強化、公益性の向上、一体的な業務運営等を図ることとする。
- 4 さらに、化学物質規制の仕組みが個別具体的な規制から自律的な管理を基軸とする規制へと大きく転換され、令和6年4月1日から化学物質管理者の選任義務化等の大きな改正がなされていることを踏まえ、大阪労働局の指導の下、化学物質管理者等の法定教育を計画的・効果的に実施する。  
なお、関西労働衛生技術センターにおいては、環境改善が困難な第三管理区分作業場、金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「第三管理区分作業場等」という。）等における個人ばく露測定業務、当該作業に従事する労働者に対するマスクフィットテスト及び特殊健康診断業務並びにコンサルティング業務をワンストップで実施するなど、時代の要請に即した事業を展開していく。
- 5 一部の講習にあっては、申込者が多く希望通りに受講できない状況にあるため、「一部登録講習の土日開催」等により事業拡大を図ってきたが、「化学物質管理者講習」等の新たな講習に対する受講希望にも応えるため、講習会場の拡大を計画的に図ることとする。
- 6 関西労働衛生技術センターがこれまで行ってきたすべての事業を当連合会事業として引き継ぎ実施していくことから、これらの新規事業を含めたすべての事業において、連合会支部・地

区協会や関係団体と密接な連携・協力の下に迅速・的確な対応を図ると共に、より質の高いサービスの提供と厳正な事業運営を行なうこととする。

## II 主な事業内容（本部及び支部において実施する事業）

### 第1 労働者の安全と健康を確保するための事業

#### 1 労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）第14条による作業主任者技能講習の登録教習機関としての法定資格付与講習の実施

有機溶剤作業主任者技能講習等の各種登録講習を充実し実施する。なお、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等」の施行により令和6年1月1日から追加された「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を計画的に実施する。

#### 2 安衛法第61条第1項による就業制限業務に係る技能講習の登録教習機関としての法定資格付与講習の実施

フォークリフト運転技能講習、玉掛け技能講習等の各種就業者に求められる技能講習を充実し実施する。

#### 3 安衛法第59条第3項による特別教育の実施

ダイオキシン類ばく露防止の特別教育、テールゲートリフター特別教育等を大阪労働局からの要請を踏まえ、実施する。

#### 4 一般建築物石綿含有建材調査者講習の実施

石綿障害防止規則等の改正により、令和5年10月1日以降に建築物等の解体や改修の作業を行う際に行う石綿等の有無についての事前調査は、安衛法第22条（石綿則第3条第4項）の登録講習を修了した「建築物石綿含有建材調査者」が行うよう義務付けられたことから、大阪労働局からの要請を踏まえ、同講習を引き続き実施する。

#### 5 法令・通達等で定める安全衛生教育研修の実施

安全衛生推進者・衛生推進者養成講習の外、安全管理者選任時研修等を充実し実施する。

また、これまで職長等に対する安全衛生教育の対象外であった「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が法令改正により追加されたことから、申込状況を踏まえながら円滑に実施する。

さらに、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等」の施行により、令和6年4月1日から「保護具着用管理責任者」、「化学物質管理者」の選任が義務化されることから、これらの教育を支部、関西労働衛生技術センターと連携しながら実施する。

#### 6 安衛法第19条の2による「能力向上教育」の実施

特定化学物質障害予防規則等が改正され「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されたことや、大阪の印刷業における胆管がん事案等を踏まえ、引き続き、特定化学物質等作業主任者及び有機溶剤作業主任者の能力向上教育講習会を実施する。

さらに、労働災害の防止のためには、安全管理者及び衛生管理者が要であり、事業場からの要望も多いことから、安全管理者能力向上教育及び衛生管理者能力向上教育をグループ討議を含め実施する。

#### 7 通達による能力向上教育に準じた教育の実施

建設業については、平成29年2月に示された「建設業に従事する職長等の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」に基づき、職長等業務に従事後概ね5年経過した者に対して、継続して実施する。

また、製造業については、令和2年3月31日付け基発0331第7号に基づく「能力向上教育に準じた教育」の内容を引き続き実施する。

- 8 労働災害防止の気運の醸成を図るための安全大会、労働衛生大会の開催等の広報啓発の実施
  - (1) 全国安全週間大阪大会運営会議の事務局団体として、「令和6年度『大阪発・新4S運動』大会」を実施する。また、支部事業として、全国安全週間の準備期間（6月）に全国安全週間実施要綱説明会を開催する。
  - (2) 全国労働衛生週間大阪大会運営会議の事務局団体として、令和6年度「大阪職場の健康づくりフォーラム」全国労働衛生週間大阪大会を実施する。また、支部事業として、全国労働衛生週間の準備期間（9月）に全国労働衛生週間実施要綱説明会等を開催する。
  - (3) 第83回全国産業安全衛生大会が、本年11月に広島市で開催される予定であることから、参加勧奨や広報活動に取り組む。
- 9 中央労働災害防止協会との共催・協力開催の研修の実施
  - (1) 中央労働災害防止協会と共催して、災害多発事業等を対象とした「経営者安全衛生セミナー」を実施する。
  - (2) 中央労働災害防止協会が大阪府下で実施する「経営者が知っておくべき機械安全の基礎研修」に協力して実施する。
- 10 中央労働災害防止協会の委託事業の実施
  - (1) 中小規模事業場安全衛生相談事業を実施し、中小規模事業場の安全衛生に係る専門的知識やノウハウを有する大阪労働局職員OBによる助言、情報提供を通じて中小規模事業場の安全水準の向上を図る。
  - (2) 中小企業が自主的安全衛生活動を進めていく目標となる「中小企業無災害記録証授与制度」について、広報・周知を行うとともに、申請者へのサポート及び進達業務を行う。
- 11 未熟練労働者（新入社員等）安全衛生教育の実施
  - (1) 大阪労働局から、製造業において、経験年数の短い未熟練労働者（パート・アルバイト等を含む）の労働災害が増加し、未熟練労働者を対象とした安全衛生教育の実施について要請があり、『大阪発・新4S運動』に於いて、「安全Study活動」が強調されていることを踏まえ実施する。
  - (2) 支部においても、独自に、新入社員等安全衛生教育及び途中入社の新社員のための「雇入時安全衛生教育」を実施する。
- 12 労務管理講習の実施

「中級編」（労働安全衛生法編）では、管理監督者を対象として、労働災害防止のための管理能力の向上を図るため、最新の労働安全衛生関係法令や労働災害の現況と死亡災害事例等を踏まえた講習会を実施する。
- 13 フルハーネス型安全帯特別教育の実施

フルハーネス型安全帯使用に係る実技付き特別教育（6時間）を引き続き実施する。

#### 1.4 職場の発達障害セミナーの実施

大人の発達障害への対応についてセミナー開催の要望が強く、医学的な情報や労務管理上の留意点等について説明する共に、グループ討議も実施して理解を深める。

#### 1.5 出張特別試験に係る受験申請書受付及び試験の実施

衛生管理者免許試験等の受験者のため、「出張特別試験」を「近畿安全衛生技術センター」等と連携して、大阪市内で実施する。

#### 1.6 安全部会・衛生部会の開催

安全衛生合同会議において、労働災害防止対策に係る調査、研究、情報交換、資料作成、安全・衛生教育等を実施し、事業場における安全衛生実務体制の充実・整備及び自主的安全管理活動の推進に取り組む。

#### 1.7 「大阪衛生管理者連絡協議会」活動への支援

「事業場における労働衛生管理体制の中核的存在である衛生管理者が相互に研鑽するとともに、セミナーや情報交換を通じて知識の向上や連携を深め、もって、事業場の衛生管理水準の向上を図る」ことを目的として諸活動を展開している「大阪衛生管理者連絡協議会」を積極的に支援援助する。

#### 1.8 支部安全部会・衛生部会の開催

支部安全部会・衛生部会等において、労働災害防止対策、労働衛生対策についての調査、研究、情報交換、資料作成、安全・衛生教育等を実施し、事業場における安全衛生実務体制の充実・整備及び自主的安全管理活動の推進に取り組む。

#### 1.9 災害防止協議会等の開催（北大阪・茨木支部）

危険性又は有害性等の調査及びこれに基づく措置、会員事業場の相互安全衛生パトロール、優良事業場見学会等を実施して事業場の安全管理体制確立等の助言指導を図る。

### 第2 労働条件の確保・改善のための事業

#### 1 外国人技能実習制度関係者養成講習の実施

全基連の認定事業として、外国人労働者を受け入れる管理団体や受入団体等の担当者の養成講習を全基連と連携して実施する。

#### 2 「臨検監督対応セミナー」の実施

厚生労働省の「過重労働等撲滅チーム（かどく）」による送検や労働基準監督官による事業場の監督指導の徹底が進められていることから、臨検監督への適正な対応を含め、労働条件の向上を目的とした講習を検討する。

#### 3 ハラスメント防止セミナーの開催

パワハラ防止関連法が成立し、中小企業を含めたすべての事業場において義務化されたことから、同法令の周知啓発及びハラスメント防止を目的とした講習会を実施する。

#### 4 「カスハラ予防のためのマナー研修」の実施

パワハラ防止指針において、カスタマーハラスメントによる被害を最小限に抑える教育等の取組が示されたことから、接客対応をする労働者に対する「カスハラ予防のためのマナー研修」を実施し、接客等社会人としての基本的マナーと併せて教育する。

## 5 労務管理講習の実施

- (1) 「初級編」は、新任の労務人事担当者等を対象として実施し、令和6年度「大阪労働局労働基準行政運営方針」についても解説する。
- (2) 「中級編」(労働基準法編)は、管理監督者を対象とし、最新の労働関係法や労働問題の現状を踏まえ、適正な労務管理能力の向上を図る。
- (3) 「上級編」は、組織トップや労務人事担当者等を対象に、「知らなきゃトラブル=労働関係法の要点」(全基連発行)を使用し、実施する。

## 第3 適切な労働保険加入手続きの支援及び労災補償支援の事業

### 1 労働保険事務組合事業の実施

大阪労働局の行政運営方針の労働保険未手続事業場解消の支援及び中小零細企業の労働保険手続業務支援等の見地から、大阪労働局の認可を得て実施している労働保険事務組合事業の委託事業場拡大と適正処理に努める。

### 2 芸能従事者の労災保険特別加入制度の実施

労働者災害補償保険法にかかる省令により、令和3年4月1日から特別加入制度の対象として新たに加えられた「芸能従事者」について、労働災害防止と被災者の救済等の見地から、大阪労働基準連合会安全部会「芸能従事者委員会」の会員の拡大と適正処理に努める。

### 3 労災保険実務講習会の実施

被災労働者について、労災保険による円滑・迅速・適正な補償が行われることが企業にとっても重要であることから、労災補償制度の理解促進のため、「労災保険実務セミナー」(全3回)を実施する。

## 第4 周知・広報のための事業

### 1 広報誌「基準月刊」の製作発行

- (1) 毎月、大阪労働局労働基準部各課等と当連合会による編集会議を開催し、大阪労働局の行政方針・労働災害の動向・災害事例・法令の解釈・改正労働関係法令の周知・労働問題相談・講習会等の開催案内等の情報を幅広く掲載するほか、労働災害防止にかかる各種の情報、当連合会や各団体の講習会等の開催案内などを必要に応じて掲載する。
- (2) 「支部だより」を随時掲載する。

### 2 支部機関紙の製作発行(4支部)

支部事業として、各労働基準監督署の方針、労働災害の動向、災害事例、法令の解釈等の情報を幅広く掲載する。

### 3 労働災害防止ポスターの製作

労働災害防止の重点事項や対策を呼びかける普及啓発のためのポスター(『大阪発・新4S運動』ポスター)を大阪労働局と協議の上作成する。

### 4 大阪労働局が実施する「過重労働解消キャンペーン」に積極的に参加し、広報・啓発活動を展開する。

### 5 ホームページの整備を行い、また、メールアドレス登録者及びLINE登録者あてにメールマ

ガジンを送信し、登録講習等予定及び行政の情報等を的確に発信する。

## 第5 その他

- 1 事業場の安全衛生に対する意識高揚と管理水準の向上のため、厚生労働省の「安全優良職長 厚生労働大臣顕彰」及び中央労働災害防止協会の「緑十字賞」の推薦業務を行う。
- 2 第一・二種衛生管理者免許試験準備講習会の開催  
第一・二種衛生管理者免許取得のための試験準備講習会を開催する。
- 3 法令で定める動力プレス機械特定自主検査済標章や特定自主検査チェックリストを販売する。
- 4 法定資格付与講習等の修了証を紛失した際の再交付事務、修了証の統合の事務を厳正に行い、これに伴う手数料の徴収を行う。
- 5 賛助会員に対するサービスとして、安全衛生等教育用 DVD の貸出（全作品数 1 1 2、賛助会員限定）等を行う。
- 6 法定技能講習等については、講習環境の整備を図るとともに、適切な教材の採用、講師の教育技法向上を図るための中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターが実施する「技能講習等講師教育技法向上研修」に参加させる。
- 7 一部の法定技能講習等については、講習会場の確保が十分に行えず受講希望者が希望通りに受講できない状況にあることから、講習会場を増設し講習回数を増やす取り組みを行う。
- 8 職員の教育・研修を充実するとともに、事務用機器類の整備及び事務処理体制の充実を図り、業務処理の迅速化、効率化の推進を図る。特に、講習受付から講習実施、修了証の交付までの事務を一元管理するシステムについて、さらなる自動化等を行い令和 7 年度から運用することを目標に準備を進める。
- 9 マイナンバーの厳正な管理、「個人情報保護法」の遵守及び情報公開の徹底に十分配慮しながら、適正な事業運営を行う。また、業務用システム端末からの情報漏洩を防止するため、常時監視のエンドポイントセキュリティサービスを活用し、挙動の検知、端末の隔離等の迅速な処置を行える環境を整え、サイバー攻撃にも対応した対策を引き続き実施する。
- 10 連合会本部と支部との連携を図るため、本部・センター・支部会議を開催する。
- 11 厚生労働省の委託事業の「地域産業保健センター」と連携し、小規模事業所に対する健康指導・健康相談等の産業保健サービスの提供に積極的に協力する。（5支部）
- 12 賛助会員に「労働基準関係法令履行推進事業場之証」を発行して、労働関係法令の重点項目について履行遵守を宣言する取り組みを行い、労働関係法令遵守の機運を醸成する。

## III 主な事業内容（関西労働衛生技術センターにおいて実施する事業）

### 第1 概要

関西労働衛生技術センターは、労働衛生の向上に寄与することを目的とし、職業性疾病の予防と、職場環境の適正化、労働衛生知識の普及・啓発を基本理念として設立され、労働安全衛生法に定める特殊健康診断及び一般健康診断、臨床検査技師等に関する法律に定める生体分析、作業環境測定法に定める作業環境測定及び作業環境測定士の登録講習など、公益性の高い事業を実施

している。

なお、化学物質管理の在り方が見直される中、環境改善が困難な第三管理区分作業場、金属アーク溶接等作業を継続的に行う屋内作業場（以下「第三管理区分作業場等」という。）等における個人ばく露測定業務、当該作業に従事する労働者に対するマスクフィットテスト及び特殊健康診断業務並びにコンサルティング業務をワンストップで実施するなど、時代の要請に即した事業を展開している。

また、産業医の化学物質管理に関する知識向上を図るため、日本医師会の産業医単位認定講習を開催するなど、公衆衛生医学の専門家の育成に貢献している。

おって、今後もこれら事業を継続するとともに、更に労働衛生向上に寄与する事業を実施していく。

## 第2 事業

### 1 健康診断部門

(1) 特殊健康診断に加え、一般健康診断を一体化して実施し、広く顧客の利便性向上を図るとともに、労働者の予防医学及び健康増進に努める。

(2) 健康診断体制の整備、健康診断の効率化及び健康診断項目増加等に備えたシステムとし、顧客の要望に確実に応えるとともに、今後の顧客拡大への基盤強化を図る。

(3) 経年年数の長い検査機器については、点検整備を綿密に行い、必要に応じて部品を交換し、分析精度の維持・向上に努める。

なお、費用対効果を考慮し、分析の委託等も視野に入れ、効率的な運用に努める。

(4) 分析技術向上のため、（公社）全国労働衛生団体連合会の精度管理調査に参加するなど外部機関とのクロスチェック（精度管理試験）を行うとともに、職員に外部機関主催の講習会等を受講させる。

(5) 超音波検査技術の向上を図るとともに、労災二次健康診断や特別加入時健康診断の受入れ態勢の確保と健康診断内容の充実を図る。

(6) 金属アーク溶接等作業を行う際に発生する溶接ヒュームに係る特殊健康診断の実施時に、事業者に対して、併せて個人ばく露測定及びマスクフィットテストが必要である旨の周知を行う。

(7) リスクアセスメント対象物質に係る健康診断の種類、目的及び方法等に関する知識並びに技能を習得し、ガイドラインに沿った対応を行うことができるよう努める。

### 2 衛生検査部門（登録衛生検査所）

(1) 健康診断部門において、血液・代謝物の分析技術の向上に努める。

(2) 経年年数の長い検査機器については、点検整備を綿密に行い、必要に応じて部品を交換し、分析精度の維持・向上に努める。

なお、費用対効果を考慮し、分析の委託等も視野に入れ、効率的な運用に努める。

(3) 外部研修への参加などにより、臨床検査技師等の技能向上に努める。

### 3 作業環境測定部門

作業環境測定の結果、改善を要する区分と判定された場合などには、コンサルティングを行い、作業場の環境改善に協力する。

必要な作業環境測定機器については、計画的に購入し、整備点検を綿密に行い、分析精度の維持・向上に努める。

(公社) 日本作業環境測定協会等が実施する外部研修や部会に積極的に参加し、測定技術の向上に努める。

溶接ヒューム等に関する作業環境測定の実施方法に、新たに個人サンプリング法による測定方法が追加されたことに伴い、測定技術の向上を図るとともに、顧客の要請に的確に対応していく。

第三管理区分作業場等における個人ばく露測定を行う際には、事業者に対して、併せてマスクフィットテスト及び特殊健康診断が必要である旨の周知を行う。

リスクアセスメント対象物質に係る個人ばく露測定(確認測定)を実施するための濃度の基準及び方法等に関する知識並びに技能を習得し、事業場からの要請に即応できる体制を構築する。

今後、一定の要件を備えた作業環境測定士について、作業環境改善が必要となる事業場に対するコンサルティング業務が認められることから、あらかじめリスクアセスメント等に関する知識の習得等幅の広い知見を身に着けるべく、自己啓発に努める。

### 4 講習部門

受講希望者が、受講したい講習の申込み状況を容易に把握することができるよう、ホームページを充実させる等、受講希望者の利便性向上を更に図っていく。

作業環境測定の経験が豊富で、多くの知見と高い測定技術を有している職員を、作業環境測定士登録講習の講師に採用し、その知識と技術を受講生に伝えていく。また、講習内容の充実と測定技術の伝承を図る。

外部講師については、作業環境測定士としての実務経験が豊富な人、労働衛生コンサルタントとしての業績が豊富な人、産業医としての業績が高い人など、優秀な人材を採用し、講習内容の充実を図る。

講習については、作業環境測定士登録講習、産業医単位認定講習を実施するほか、化学物質管理専門家講習実施に向け、講師の確保等実施体制の充実を図る。

第三管理区分作業場等における個人ばく露測定を実施することができる作業環境測定士に必要な追加講習実施向け、講師の確保等実施体制の充実を図る。

当センタービル内で施設を貸与している(公社)大阪労働基準連合会等労働安全衛生法に関する事業を行う法人に協力し、これら法人の行う労働安全衛生に関する講習を支援し、労働

衛生技術の普及啓発に努める。

## 5 共通事項

- (1) 健康経営に取り組み、引き続き健康経営優良法人の認定取得に努める。
- (2) 事務所の建物、老朽化した設備等について、必要に応じて補修や更新を行い、事業の安定化と利用者の利便性の向上を図る。
- (3) 事務所のOA化推進に伴い、情報セキュリティの更なる強化に努める。
- (4) 職員の能力向上と自己啓発の一環として、公的資格取得を推奨するための環境整備に努める。
- (5) ホームページに、行政等が発信する最新情報を適宜掲載する等労働衛生、作業環境測定、特殊健康診断及び講習等に関する情報を積極的に提供する。
- (6) ホームページやリーフレットを活用することにより、当センターの公益性、利便性及び信頼性等を広く周知し、顧客の拡大に努める。

# 令和6年度 収支予算書 (案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	〔 6,000 〕	〔 6,000 〕	〔 0 〕	
特定資産受取利息	6,000	6,000	0	
受取会費	〔 5,984,000 〕	〔 5,984,000 〕	〔 0 〕	
支部受取会費	783,400	783,400	0	
正会員受取会費	1,200,600	1,200,600	0	
賛助会員受取会費	4,000,000	4,000,000	0	
支部会員受取会費	〔 34,146,000 〕	〔 34,701,000 〕	〔 △ 555,000 〕	
衛生センター会員受取会費	〔 1,224,000 〕	〔 0 〕	〔 1,224,000 〕	
事業収益	〔 464,133,000 〕	〔 317,192,000 〕	〔 146,941,000 〕	
各種講習会収益	329,065,000	260,150,000	68,915,000	
健診・検査事業収益	20,856,000	0	20,856,000	
作業環境測定事業収益	52,337,000	0	52,337,000	
各種資料作成配布収益	3,704,000	3,629,000	75,000	
施設貸与収益	2,321,000	0	2,321,000	
物品販売等収益	52,150,000	50,913,000	1,237,000	
労働保険事務組合収益	3,700,000	2,500,000	1,200,000	
本部交付金収益	〔 2,620,000 〕	〔 2,520,000 〕	〔 100,000 〕	
雑収益	〔 2,450,000 〕	〔 2,259,000 〕	〔 191,000 〕	
受取利息	0	0	0	
雑収益	2,450,000	2,259,000	191,000	
経常収益計	510,563,000	362,662,000	147,901,000	
(2) 経常費用				
事業費	〔 492,036,000 〕	〔 345,723,000 〕	〔 146,313,000 〕	
給料手当	181,015,000	101,759,000	79,256,000	
臨時雇賃金	841,000	0	841,000	
退職給付費用	5,084,000	2,829,000	2,255,000	
福利厚生費	26,299,000	15,568,000	10,731,000	
会議費	540,000	325,000	215,000	
旅費交通費	1,023,000	219,000	804,000	
通信運搬費	9,191,000	6,852,000	2,339,000	
減価償却費	28,216,000	3,694,000	24,522,000	
消耗什器備品費	4,998,000	3,621,000	1,377,000	
消耗品費	11,452,000	6,756,000	4,696,000	
修繕費	5,602,000	1,106,000	4,496,000	
印刷製本費	11,846,000	13,256,000	△ 1,410,000	
販売用物品購入費	39,385,000	37,980,000	1,405,000	
光熱水料費	2,799,000	880,000	1,919,000	
賃借料	44,894,000	46,763,000	△ 1,869,000	
保険料	945,000	547,000	398,000	
諸会費	390,000	0	390,000	
諸謝金	57,576,000	53,673,000	3,903,000	
租税公課	33,764,000	28,629,000	5,135,000	
支払負担金	1,900,000	2,100,000	△ 200,000	
支部交付金	2,620,000	2,520,000	100,000	
委託費	19,181,000	14,184,000	4,997,000	
研究費	246,000	0	246,000	
雑費	2,229,000	2,462,000	△ 233,000	
管理費	〔 16,617,000 〕	〔 15,079,000 〕	〔 1,538,000 〕	
給料手当	5,258,000	4,460,000	798,000	
退職給付費用	129,000	108,000	21,000	
福利厚生費	727,000	525,000	202,000	
会議費	2,609,000	3,555,000	△ 946,000	
旅費交通費	405,000	228,000	177,000	
通信運搬費	413,000	446,000	△ 33,000	
減価償却費	537,000	142,000	395,000	
消耗什器備品費	99,000	98,000	1,000	
消耗品費	550,000	333,000	217,000	
修繕費	75,000	43,000	32,000	
印刷製本費	97,000	128,000	△ 31,000	
光熱水料費	95,000	78,000	17,000	
賃借料	979,000	1,003,000	△ 24,000	
保険料	267,000	214,000	53,000	
諸会費	1,677,000	1,617,000	60,000	
諸謝金	1,862,000	1,430,000	432,000	
租税公課	28,000	28,000	0	
委託費	343,000	327,000	16,000	
職員研修費	88,000	0	88,000	
雑費	379,000	316,000	63,000	
経常費用計	508,653,000	360,802,000	147,851,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	1,910,000	1,860,000	50,000	
特定資産評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	1,910,000	1,860,000	50,000	
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
合併による受入額	152,259,459	0	152,259,459	
固定資産受贈益	282,652,986	0	282,652,986	
経常外収益計	434,912,445	0	434,912,445	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	434,912,445	0	434,912,445	
税引前当期一般正味財産増減額	436,822,445	1,860,000	434,962,445	
法人税、住民税及び事業税	1,910,000	1,860,000	50,000	
当期一般正味財産増減額	434,912,445	0	434,912,445	
一般正味財産期首残高	408,584,250	329,777,940	78,806,310	
一般正味財産期末残高	843,496,695	329,777,940	513,718,755	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	843,496,695	329,777,940	513,718,755	

令和6年度収支予算書内訳表(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

公益社団法人大阪労働基準連合会

(単位:円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人会計	合計
	公 1	公 2	小 計	収 1	収 2	他 1	小 計		
I 一般正味財産増減の部									
経常増減の部									
(1) 経常収益									
特定資産運用益	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 6,000 ]	[ 6,000 ]
特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	6,000	6,000
受取会費	[ 1,040,120 ]	[ 0 ]	[ 1,040,120 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 4,943,880 ]	[ 5,984,000 ]
支部受取会費	0	0	0	0	0	0	0	783,400	783,400
正会員受取会費	240,120	0	240,120	0	0	0	0	960,480	1,200,600
賛助会員受取会費	800,000	0	800,000	0	0	0	0	3,200,000	4,000,000
支部会員受取会費	[ 6,829,000 ]	[ 0 ]	[ 6,829,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 27,317,000 ]	[ 34,146,000 ]
衛生センター会員受取会費	[ 0 ]	[ 245,000 ]	[ 245,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 979,000 ]	[ 1,224,000 ]
事業収益	[ 259,126,000 ]	[ 137,613,000 ]	[ 396,739,000 ]	[ 53,750,000 ]	[ 9,890,000 ]	[ 3,754,000 ]	[ 67,394,000 ]	[ 0 ]	[ 464,133,000 ]
各種講習会収益	255,422,000	69,889,000	325,311,000	0	0	3,754,000	3,754,000	0	329,065,000
健診・検査事業収益	0	13,066,000	13,066,000	0	7,790,000	0	7,790,000	0	20,856,000
作業環境測定事業収益	0	52,337,000	52,337,000	0	0	0	0	0	52,337,000
各種資料作成配布収益	3,704,000	0	3,704,000	0	0	0	0	0	3,704,000
施設貸与収益	0	2,321,000	2,321,000	0	0	0	0	0	2,321,000
物品販売等収益	0	0	0	50,050,000	2,100,000	0	52,150,000	0	52,150,000
労働保険収益	0	0	0	3,700,000	0	0	3,700,000	0	3,700,000
本部交付金収益	[ 2,620,000 ]	[ 0 ]	[ 2,620,000 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 0 ]	[ 2,620,000 ]
雑収益	[ 959,000 ]	[ 1,000 ]	[ 960,000 ]	[ 25,000 ]	[ 37,000 ]	[ 0 ]	[ 62,000 ]	[ 1,428,000 ]	[ 2,450,000 ]
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収益	959,000	1,000	960,000	25,000	37,000	0	62,000	1,428,000	2,450,000
経常収益計	270,574,120	137,859,000	408,433,120	53,775,000	9,927,000	3,754,000	67,456,000	34,673,880	510,563,000
(2) 経常費用									
事業費	[ 292,440,000 ]	[ 137,908,000 ]	[ 430,348,000 ]	[ 48,491,000 ]	[ 9,028,000 ]	[ 4,169,000 ]	[ 61,688,000 ]		[ 492,036,000 ]
給料手当	99,544,000	73,590,000	173,134,000	5,031,000	2,280,000	570,000	7,881,000		181,015,000
臨時雇賃金	0	1,000	1,000	0	840,000	0	840,000		841,000
退職給付費用	2,657,000	2,174,000	4,831,000	124,000	115,000	14,000	253,000		5,084,000
福利厚生費	14,862,000	10,309,000	25,171,000	712,000	325,000	91,000	1,128,000		26,299,000
会議費	383,000	144,000	527,000	9,000	4,000	0	13,000		540,000
旅費交通費	251,000	676,000	927,000	13,000	80,000	3,000	96,000		1,023,000
通信運搬費	6,109,000	2,262,000	8,371,000	718,000	80,000	22,000	820,000		9,191,000
減価償却費	10,571,000	15,433,000	26,004,000	378,000	1,580,000	254,000	2,212,000		28,216,000
消耗什器備品費	3,524,000	1,412,000	4,936,000	53,000	6,000	3,000	62,000		4,998,000
消耗品費	7,237,000	3,522,000	10,759,000	336,000	310,000	47,000	693,000		11,452,000
修繕費	402,000	4,922,000	5,324,000	17,000	260,000	1,000	278,000		5,602,000
印刷製本費	11,535,000	191,000	11,726,000	94,000	10,000	16,000	120,000		11,846,000
販売用物品購入費	951,000	0	951,000	37,519,000	915,000	0	38,434,000		39,385,000
光熱水料費	827,000	1,836,000	2,663,000	55,000	80,000	1,000	136,000		2,799,000
賃借料	41,731,000	862,000	42,593,000	1,966,000	54,000	281,000	2,301,000		44,894,000
保険料	374,000	556,000	930,000	3,000	12,000	0	15,000		945,000
諸会費	0	383,000	383,000	0	7,000	0	7,000		390,000
諸謝金	48,713,000	5,976,000	54,689,000	0	160,000	2,727,000	2,887,000		57,576,000
租税公課	22,556,000	9,955,000	32,511,000	1,153,000	0	100,000	1,253,000		33,764,000
支払負担金	1,900,000	0	1,900,000	0	0	0	0		1,900,000
支部交付金	2,620,000	0	2,620,000	0	0	0	0		2,620,000
委託費	13,900,000	3,111,000	17,011,000	261,000	1,895,000	14,000	2,170,000		19,181,000
研究費	0	246,000	246,000	0	0	0	0		246,000
雑費	1,793,000	347,000	2,140,000	49,000	15,000	25,000	89,000		2,229,000

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計				法人会計	合計
	公 1	公 2	小 計	収 1	収 2	他 1	小 計		
管理費								[ 16,617,000 ]	[ 16,617,000 ]
給料手当								5,258,000	5,258,000
退職給付費用								129,000	129,000
福利厚生費								727,000	727,000
会費								2,609,000	2,609,000
旅費交通費								405,000	405,000
通信運搬費								413,000	413,000
減価償却費								537,000	537,000
消耗什器備品費								99,000	99,000
消耗品費								550,000	550,000
修繕費								75,000	75,000
印刷製本費								97,000	97,000
光熱水料費								95,000	95,000
賃借料								979,000	979,000
保険料								267,000	267,000
諸会費								1,677,000	1,677,000
諸謝金								1,862,000	1,862,000
租税公課								28,000	28,000
委託費								343,000	343,000
職員研修費								88,000	88,000
雑費								379,000	379,000
経常費用計	292,440,000	137,908,000	430,348,000	48,491,000	9,028,000	4,169,000	61,688,000	16,617,000	508,653,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 21,865,880	△ 49,000	△ 21,914,880	5,284,000	899,000	△ 415,000	5,768,000	18,056,880	1,910,000
特定資産評価損益等									
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 21,865,880	△ 49,000	△ 21,914,880	5,284,000	899,000	△ 415,000	5,768,000	18,056,880	1,910,000
経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
合併による受入額	0	130,315,137	130,315,137	0	△ 57,882,247	0	△ 57,882,247	79,826,569	152,259,459
固定資産受贈益	0	228,588,085	228,588,085	0	40,732,343	0	40,732,343	13,332,558	282,652,986
経常外収益計	0	358,903,222	358,903,222	0	△ 17,149,904	0	△ 17,149,904	93,159,127	434,912,445
(2) 経常外費用									
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	358,903,222	358,903,222	0	△ 17,149,904	0	△ 17,149,904	93,159,127	434,912,445
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 21,865,880	358,854,222	336,988,342	5,284,000	△ 16,250,904	△ 415,000	△ 11,381,904	111,216,007	436,822,445
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	1,840,000	70,000	0	1,910,000	0	1,910,000
当期一般正味財産増減額	△ 21,865,880	358,854,222	336,988,342	3,444,000	△ 16,320,904	△ 415,000	△ 13,291,904	111,216,007	434,912,445
一般正味財産期首残高	126,033,864	0	126,033,864	52,085,614	0	7,003,663	59,089,277	223,461,109	408,584,250
一般正味財産期末残高	104,167,984	358,854,222	463,022,206	55,529,614	△ 16,320,904	6,588,663	45,797,373	334,677,116	843,496,695
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	104,167,984	358,854,222	463,022,206	55,529,614	△ 16,320,904	6,588,663	45,797,373	334,677,116	843,496,695

## 資金調達及び設備投資の見込みについて

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

### (1) 資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定はない。

### (2) 設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資（除却または売却を含む。）の予定はない。

以上

# 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(公社) 大阪労働基準連合会 (法人全体)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	221,214,173	195,564,587	25,649,586
前払金	1,720,740	1,722,569	△ 1,829
立替金	304,414	222,614	81,800
仮払金	430	1,028	△ 598
流動資産合計	223,239,757	197,510,798	25,728,959
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	15,251,025	13,578,885	1,672,140
事業運営安定基金積立資産	45,564,854	45,561,370	3,484
建物修繕積立資産	20,410,620	20,410,423	197
事務所対策積立資産	1,772,917	1,772,882	35
事務所営繕積立資産	2,984,254	2,984,254	0
令和11年度空調機器買換積立資産	1,800,000	1,200,000	600,000
OAシステム等整備費用積立資産	5,638,200	8,000,000	△ 2,361,800
全国大会事業積立資産	2,400,000	1,600,000	800,000
70周年記念事業積立資産	4,500,000	3,000,000	1,500,000
講習会場用什器更新資産(令和4年度)	0	4,700,000	△ 4,700,000
講習会場用什器更新資産(令和13年度)	1,400,000	700,000	700,000
事務所及び講習会場拡張移転費用準備資産	45,000,000	0	45,000,000
特定資産合計	146,721,870	103,507,814	43,214,056
(2) その他固定資産			
什器備品	70,317,673	65,619,735	4,697,938
土地	11,992,200	11,992,200	0
建物	6,997,598	6,997,598	0
減価償却累計額	△ 61,226,475	△ 57,214,868	△ 4,011,607
電話加入権	10,000	10,000	0
事務所敷金	1,800,000	1,800,000	0
その他固定資産合計	29,890,996	29,204,665	686,331
固定資産合計	176,612,866	132,712,479	43,900,387
資 産 合 計	399,852,623	330,223,277	69,629,346

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	226,197	121,401	104,796
前受金	2,872,912	1,780,933	1,091,979
預り金	308,461	274,961	33,500
仮受金	51,416,088	49,842,301	1,573,787
流動負債合計	54,823,658	52,019,596	2,804,062
2. 固定負債			
退職給付引当金	15,251,025	13,578,885	1,672,140
固定負債合計	15,251,025	13,578,885	1,672,140
負債合計	70,074,683	65,598,481	4,476,202
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	329,777,940	264,624,796	65,153,144
(うち特定資産への充当額)	( 131,470,845 )	( 89,928,929 )	( 41,541,916 )
正味財産合計	329,777,940	264,624,796	65,153,144
負債及び正味財産合計	399,852,623	330,223,277	69,629,346